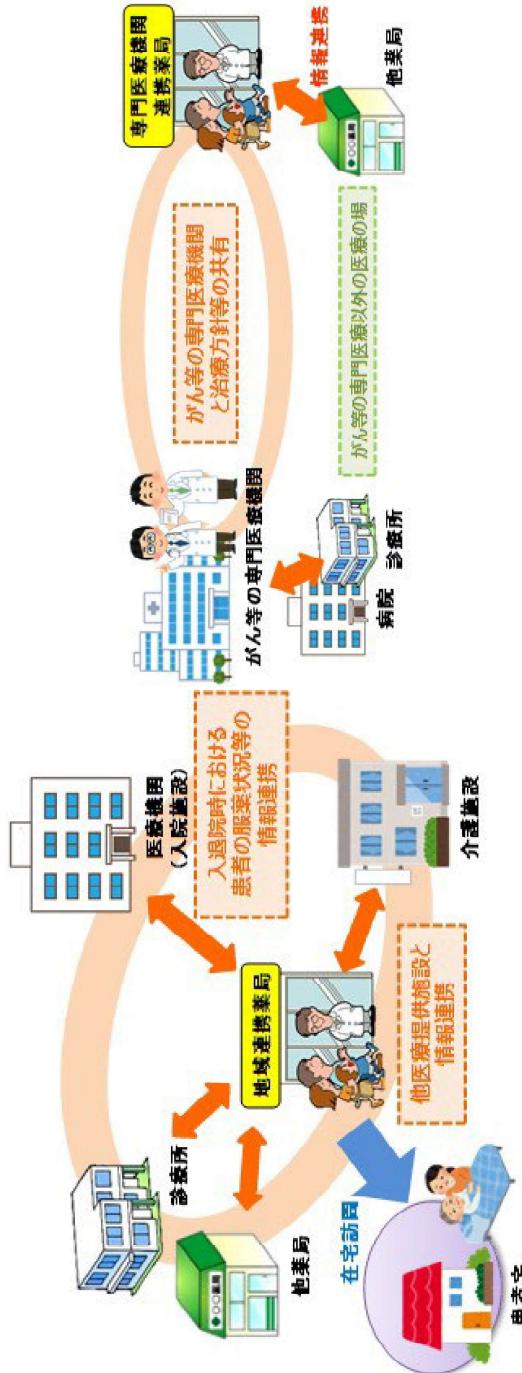


# 県内における認定薬局の 認定状況の報告等

# 認定薬局制度とは

薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事が認定する制度のこと。（令和3年8月1日施行）



入退院時の医療機関との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）

がん等の専門的な薬学管理に関する情報連携（専門医療機関連携業局）

1

## 薬事審議会と認定薬局制度のかかわりについて

### 根拠条文

<地方薬事審議会の設置>  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第3条  
<地方薬事審議会において認定薬局の審議を行うこと>  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 第1条の3

### 宮城県薬事審議会における役割

以下の①～③を行う場であることを、第47回宮城県薬事審議会において承諾している。

- ① 都道府県内の認定薬局の現状把握
- ② 地域における認定薬局と医療機関等との連携体制の現状把握
- ③ ①、②を踏まえた地域の医薬品提供体制の整備方針の協議

### 第49回宮城県薬事審議会の開催目的

- ① 宮城県内における認定状況（件数、地域偏在化等）等の報告。
- ② 医療機関との連携状況、地域包括ケアシステムへの参画状況、認定基準適合状況等の報告
- ③ ①、②を踏まえ、更なる認定薬局普及の方策についての協議

2

# 地域連携薬局の認定基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

法律	基準
1 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>
2 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報が他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡ができる体制の整備</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行ふ体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）</li> <li>○ 医薬安全体制の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>
4 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>在宅医療に必要な対応ができる体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）</li> <li>○ ※都道府県知事により月平均2回以外の条件にすることも認められている。</li> <li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制</li> </ul>

3

## 専門医療機関連携薬局の認定基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

法律	基準
1 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置</li> </ul>
2 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報が他の医療提供施設と共に有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的な薬学的情見に基づく指導を行ったために、専門的な医療の提供等を行う地</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を受ける薬剤師その他の医療関係者に対し、(1)の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、(1)の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡した実績(1)の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績)</li> <li>○ 地域の他の薬局に對し、(1)の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3 専門的な薬学的情見に基づく調剤及び指導の業務を行ふ体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>①に係る専門的な調剤や指導に関連して、地域の他の医療提供施設との連携を行い、一切に実施できる体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への(1)の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ (1)の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する(1)の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の薬局に対する(1)の傷病の区分に關係する研修の継続的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する(1)の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>

4

# 全国の専門医療機関連携薬局認定状況

全数 129 (令和4年10月31日時点)

県内目標数 8件

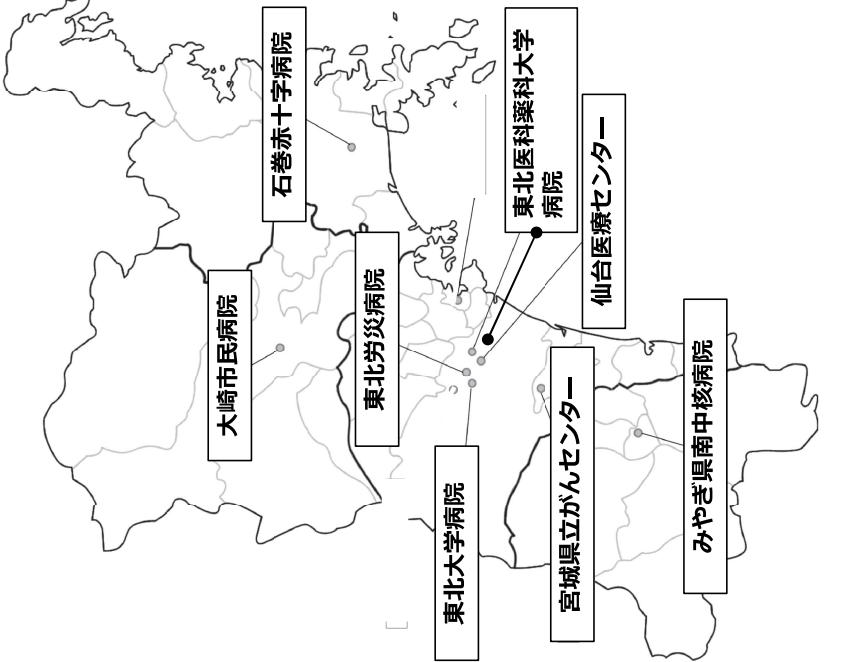
北海道	10	東京都	12	滋賀県	5	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	8	京都府	1	香川県	0
岩手県	1	新潟県	0	大阪府	8	愛媛県	3
<b>宮城県</b>	<b>6</b>	<b>山梨県</b>	<b>0</b>	<b>兵庫県</b>	<b>6</b>	<b>高知県</b>	<b>1</b>
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	6
山形県	2	富山県	1	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	1
茨城県	3	岐阜県	2	島根県	1	熊本県	2
栃木県	2	静岡県	0	岡山県	2	大分県	1
群馬県	4	愛知県	7	広島県	2	宮崎県	0
埼玉県	8	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	1
千葉県	5	福井県	0	沖縄県	0		

5

## 県内の専門医療機関連携薬局認定状況

地域	薬局数	
地域	R4.10.31時点	R3.12.15時点
県内全体	6件	4件
病院A	2件	2件
病院B	2件	1件
病院C	1件	1件
病院D	1件	0件

がん診療連携拠点病院等一覧表（令和4年9月1日現在）  
出典：厚生労働省



6

## 全国の地域連携薬局認定状況

全数 3,229 (令和4年10月31日時点)

県内目標数：200件

北海道	133(2.6)	東京都	604(4.3)	滋賀県	31(2.2)	徳島県	18(2.5)
青森県	23(1.9)	神奈川県	285(3.1)	京都府	86(3.4)	香川県	30(3.2)
岩手県	21(1.8)	新潟県	57(2.6)	大阪府	233(2.6)	愛媛県	28(2.1)
<b>宮城県</b>	<b>70(3.1)</b>	<b>山梨県</b>	<b>10(1.2)</b>	<b>兵庫県</b>	<b>123(2.3)</b>	<b>高知県</b>	<b>18(2.6)</b>
秋田県	11(1.2)	長野県	24(1.2)	奈良県	27(2.1)	福岡県	96(1.9)
山形県	19(1.8)	富山県	26(2.5)	和歌山県	15(1.6)	佐賀県	7(0.9)
福島県	46(2.5)	石川県	36(3.2)	鳥取県	19(3.5)	長崎県	13(1.0)
茨城県	122(4.3)	岐阜県	27(1.4)	島根県	12(1.8)	熊本県	33(1.9)
栃木県	50(2.6)	静岡県	81(2.2)	岡山県	47(2.5)	大分県	21(1.9)
群馬県	39(2.0)	愛知県	114(1.5)	広島県	83(3.0)	宮崎県	18(1.7)
埼玉県	199(2.7)	三重県	51(2.9)	山口県	22(1.7)	鹿児島県	28(1.8)
千葉県	159(2.5)	福井県	9(1.2)			沖縄県	5(0.3)

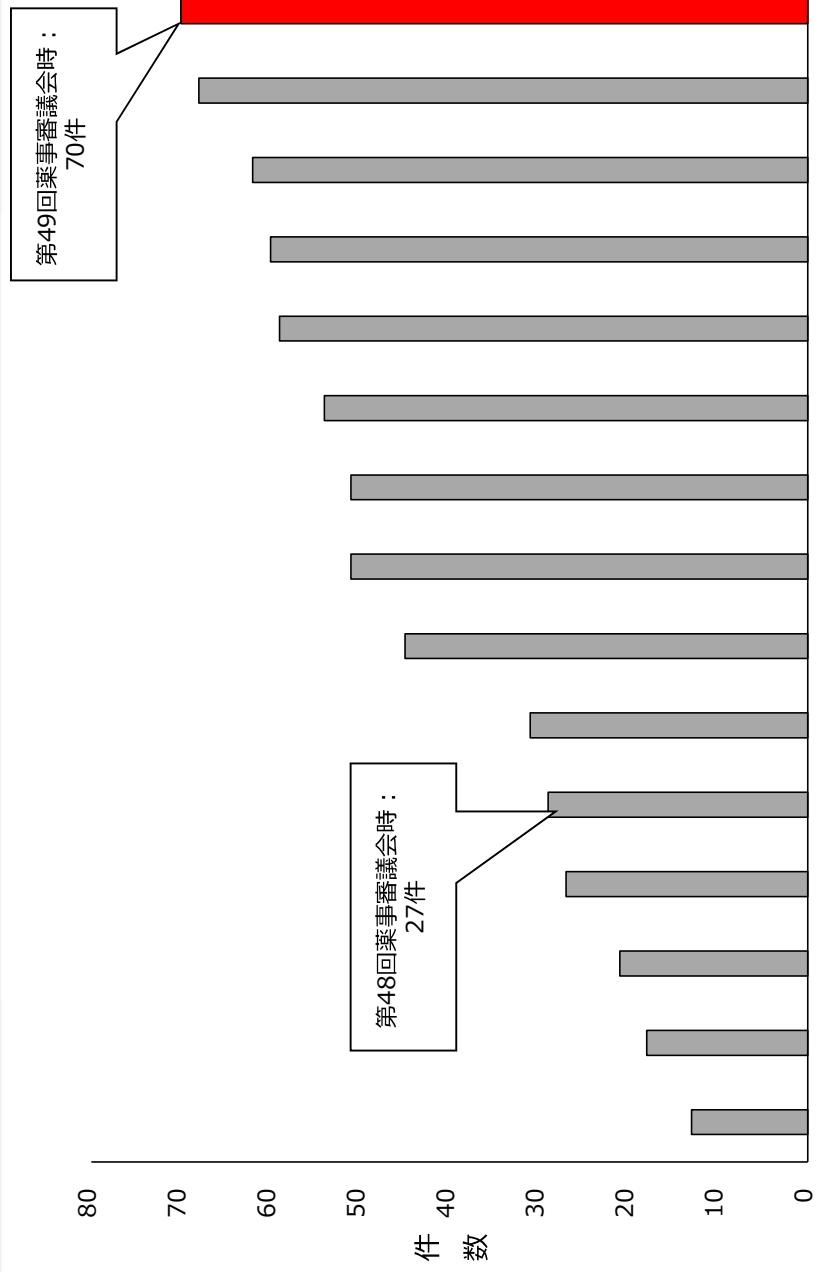
( ) : 人口10万人当たりの地域連携薬局数

→**宮城県は第8位**

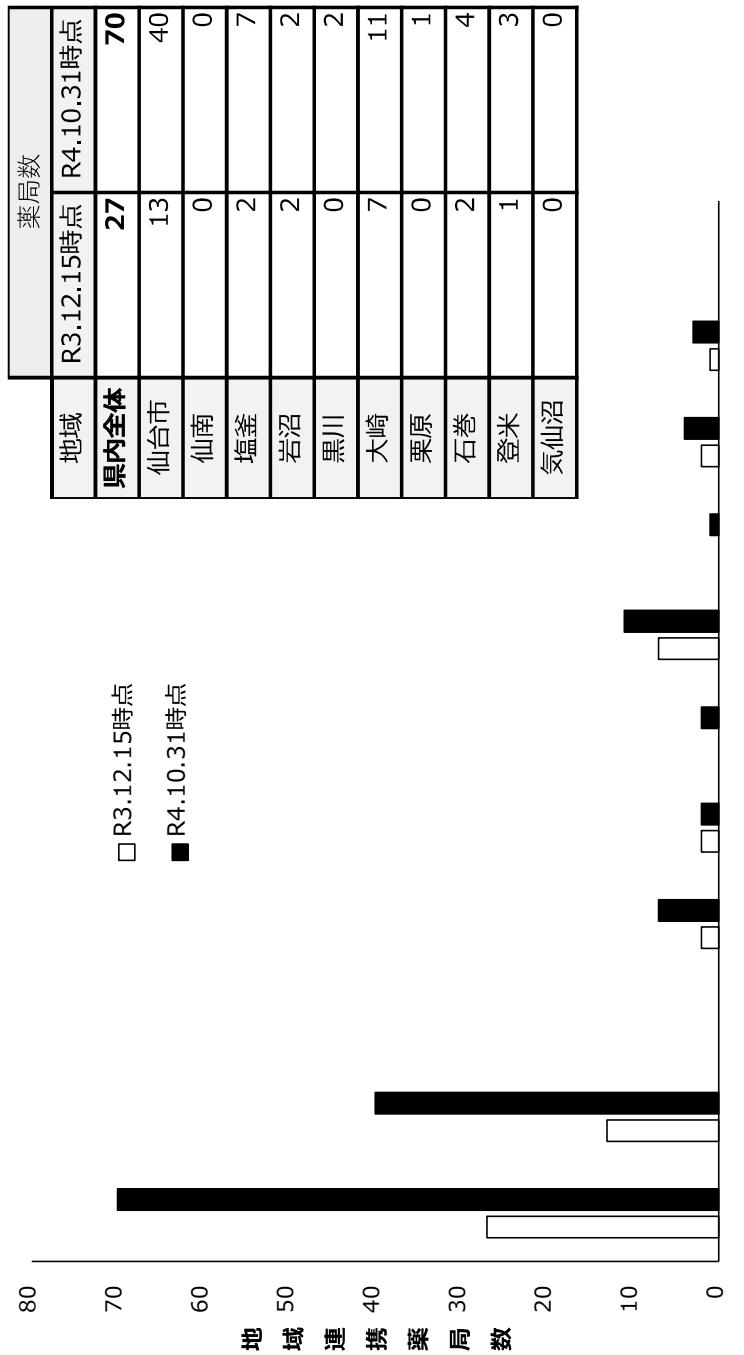
出典：厚生労働省、総務省統計局

7

## 県内累計地域連携薬局数の推移



## 地域別対前年度地域連携薬局数



県内全体 仙台市 仙南 塩釜 岩沼 黒川 大崎 栗原 石巻 登米 気仙沼

令和4年10月31日までに地域連携薬局を廃止した薬局：5件  
(廃止理由等)

- ・薬局開設者が変更になったため。
- ・人事異動により、人的配置要件を満たせなくなったため。

9

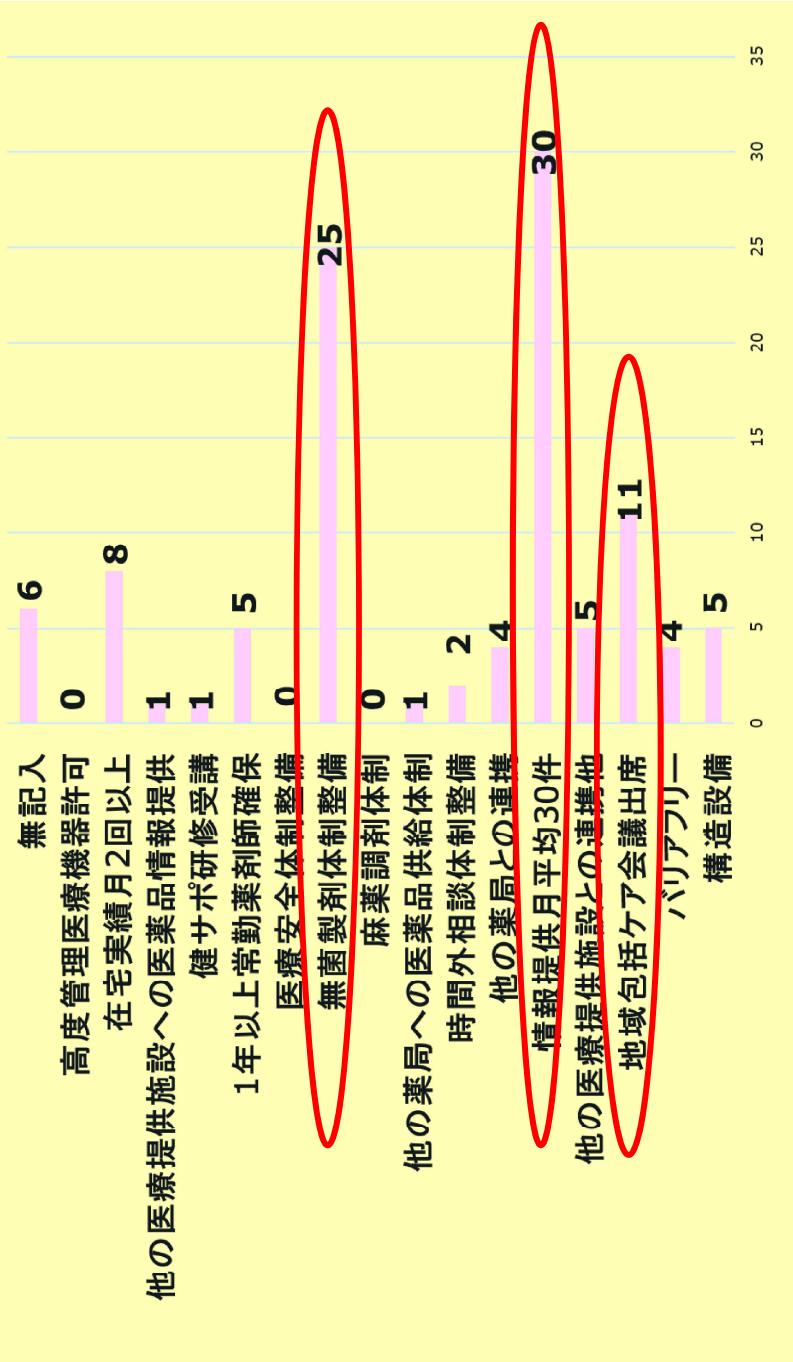
## 地域別中学校区数に対する地域連携薬局数（令和4年10月31日時点）

担当部署	市町村名	薬局数 (R4.3.31時点)	※参考		担当部署	市町村名	薬局数	地域連携 薬局数	中学校区数 (R4年度調査)	※参考 中学校区数 (R4年度調査)
			地域連携 薬局数	中学校区数 (R4年度調査)						
業務課	仙台市	604	40	65		富谷市	15	1	5	
	小計	604	40	65		大和町	13	1	2	
	白石市	22	0	4		大郷町	1	0	1	
	角田市	12	0	2		大衡村	0	0	1	
	蔵王町	5	0	3	小計	29	2	9		
	七ヶ宿町	1	0	1		大崎市	80	8	11	
	大河原町	16	0	2		色麻町	3	1	1	
	村田町	3	0	2		加美町	11	1	3	
	柴田町	18	0	3		涌谷町	4	0	1	
	川崎町	3	0	2		美里町	7	1	3	
	丸森町	3	0	1	小計	105	11	19		
	小計	83	0	20		栗原市	36	1	7	
	塩竈市	34	2	5		小計	36	1	7	
	多賀城市	30	3	4		石巻市	77	4	18	
	松島町	4	2	1		東松島市	18	0	3	
	七ヶ浜町	2	0	2		女川町	1	0	1	
	利府町	17	0	3	小計	96	4	22		
	小計	87	7	15		石巻市	31	3	10	
	名取市	39	1	5		小計	31	3	10	
	岩沼市	26	1	4		気仙沼市	28	0	10	
	亘理町	10	0	4		南三陸町	6	0	2	
	山元町	6	0	1	小計	34	0	12		
	小計	81	2	14	合計	1186	70	193		

薬局数 : R4.3.31衛生行政報告例, 中学校区数 : R4.10.31現在宮城県教育委員会HPより

## 認定取得に際して薬局が障壁を感じている認定基準

令和3年11月実施\_地域連携薬局に関する研修会でのアンケート結果



# 地域連携薬局と医療機関等との連携体制等の現状把握

## 地域包括ケアシステムに資する会議への参加状況

会議への参加状況		薬局数
地域ケア会議のみ	16	
サービス担当者会議のみ	35	
退院時カンファレンスのみ	1	
地域ケア会議及びサービス担当者会議	10	
サービス担当者会議及び退院時カンファレンス	4	
3種類の会議すべてに参加	4	

少なくとも1つに  
継続的に参加して  
いれば、要件を満  
たす。

## 無菌調剤体制の確保状況

無菌調剤体制		薬局数	割合
自局対応	12件	17%	
他局共同利用	13件	19%	
他局紹介	45件	64%	

12

令和4年10月31日時点の地域連携薬局70件について、認定申請時又は認定更新申請時の認定基準適合表を基に集計

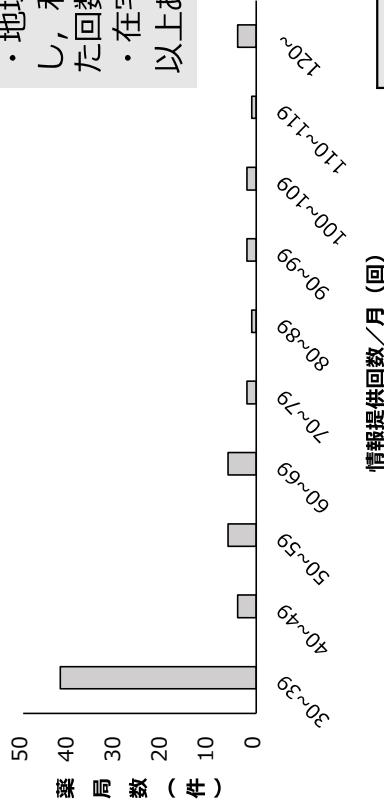
## 市町村別無菌製剤処理加算届出薬局数との比較

担当部署	市町村名	薬局数 (R4.3.31時点)	地域連携 薬局数	無菌製剤処理 加算届出有※	担当部署	市町村名	薬局数	地域連携 薬局数	無菌製剤処理 加算届出有※
薬務課	仙台市	604	40	30	黒川	富谷市	15	1	1
小計	604	40	30		大利町	13	1	0	
白石市	22	0	0		大郷町	1	0	0	
角田市	12	0	1		大衡村	0	0	0	
鹿王町	5	0	0		小計	29	2	1	
七ヶ宿町	1	0	0		大崎市	80	8	14	
大河原町	16	0	0		色麻町	3	1	1	
村田町	3	0	0		加美町	11	1	2	
柴田町	18	0	3		涌谷町	4	0	0	
川崎町	3	0	0		美里町	7	1	1	
丸森町	3	0	0		小計	105	11	18	
小計	83	0	4		栗原	栗原市	36	1	1
塩竈市	34	2	2		小計	36	1	1	
多賀城市	30	3	2		石巻	石巻市	77	4	3
松島町	4	2	0		東松島市	18	0	1	
七ヶ浜町	2	0	0		女川町	1	0	1	
利府町	17	0	2		小計	96	4	5	
小計	87	7	6		登米	登米市	31	3	1
名取市	39	1	1		小計	31	3	1	
岩沼市	26	1	1		気仙沼	気仙沼市	28	0	0
亘理町	10	0	0		南三陸町	6	0	0	
山元町	6	0	0		小計	34	0	0	
小計	81	2	2		合計	1186	70	68	

※無菌製剤処理加算届出有：自局対応又は他局の無菌調剤室の共同利用のみ

# 地域連携薬局における情報提供回数、在宅対応回数の適合状況

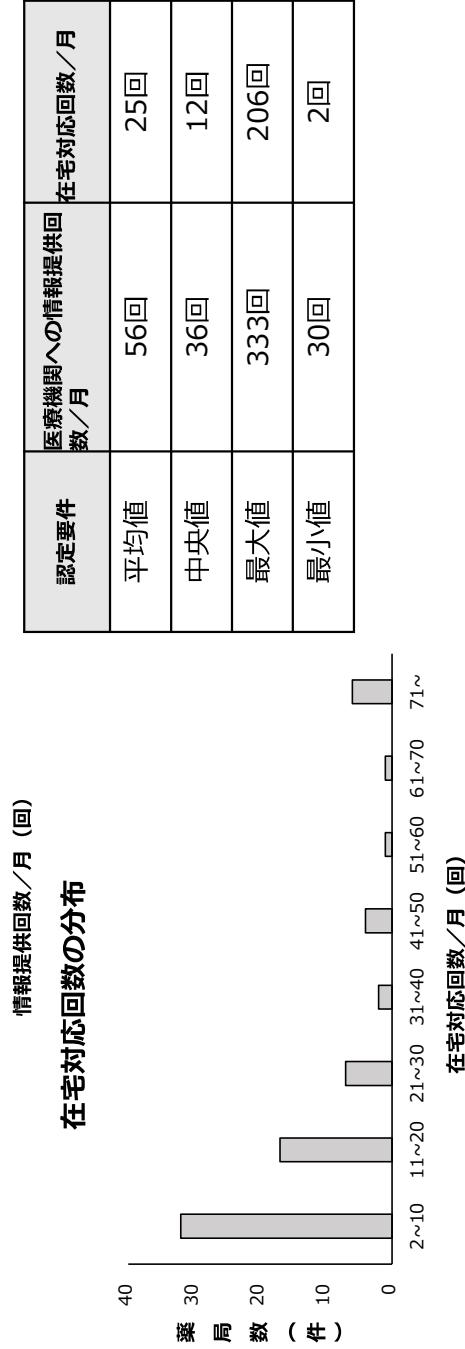
## 情報提供回数の分布



## 認定要件

- 地域の医療機関に勤務する医療関係者に対して情報提供した回数が、月平均30回以上あること。
- 在宅医療に関する取組の実績が、月平均2回以上あること。

## 在宅対応回数の分布



14

令和4年10月31日時点の地域連携薬局70件について、認定申請時又は認定更新申請時の認定基準適合表を基に集計

## 在宅患者訪問管理指導料届出状況、在宅患者調剤加算状況

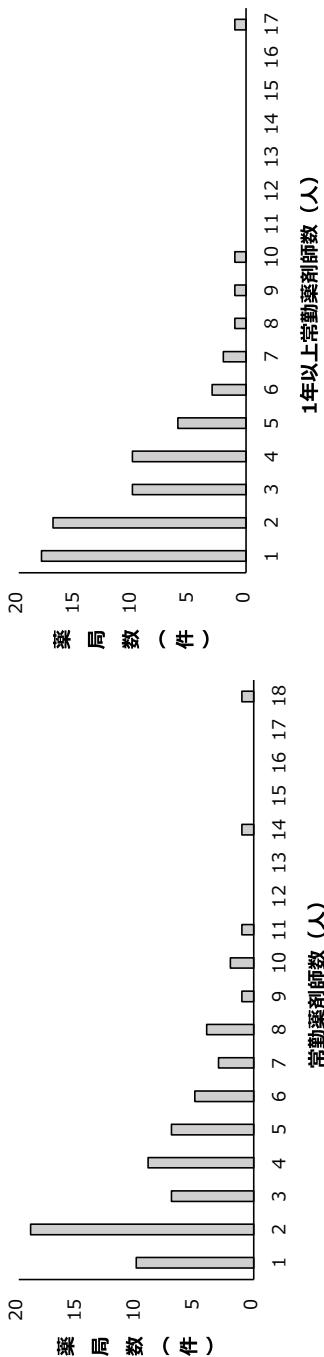
担当部署	市町村名	薬局数 (R4.3.31時点)	地域連携 薬局数	届出有 ※1	加算有 ※2	市町村名	薬局数 (R4.3.31時点)	地域連携 薬局数	届出有 ※1	加算有 ※2
薬務課	仙台市	604	40	480	190	黒川	15	1	13	3
	小計	604	40	480	190	大和町	13	1	10	1
	白石市	22	0	13	3	大郷町	1	0	0	0
	角田市	12	0	10	3	大衡村	0	0	0	0
	蔵王町	5	0	4	1	小計	29	2	23	4
	七ヶ宿町	1	0	1	0	大崎市	80	8	49	20
	大河原町	16	0	16	5	色麻町	3	1	3	2
	村田町	3	0	3	1	加美町	11	1	9	4
	柴田町	18	0	14	5	涌谷町	4	0	3	2
	川崎町	3	0	2	0	美里町	7	1	4	2
仙南	丸森町	3	0	3	0	小計	105	11	68	30
	小計†	83	0	66	18	栗原市	36	1	26	13
	塙電市	34	2	23	5	小計	36	1	26	13
	多賀城市	30	3	25	6	石巻市	77	4	61	17
	松島町	4	2	3	2	東松島市	18	0	15	2
	七ヶ浜町	2	0	2	0	女川町	1	0	1	1
	利府町	17	0	15	4	小計	96	4	77	20
	小計†	87	7	68	17	亘米市	31	3	22	10
	名取市	39	1	32	11	小計	31	3	22	10
	岩沼市	26	1	23	6	気仙沼市	28	0	22	6
岩沼	亘理町	10	0	8	1	南三陸町	6	0	2	0
	山元町	6	0	5	1	小計	34	0	24	6
	小計†	81	2	68	19	合計	1186	70	922	327

※1 届出有：在宅患者訪問管理指導料の届出薬局

※2 加算有：在宅患者調剤加算の施設基準届出薬局  
＝直近1年間の在宅患者訪問調剤管理指導料（在宅患者オンライン調剤管理指導料を除く）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の算定期回数が、合算して計10回以上ある薬局

# 地域連携薬局における常勤薬剤師等の配置状況

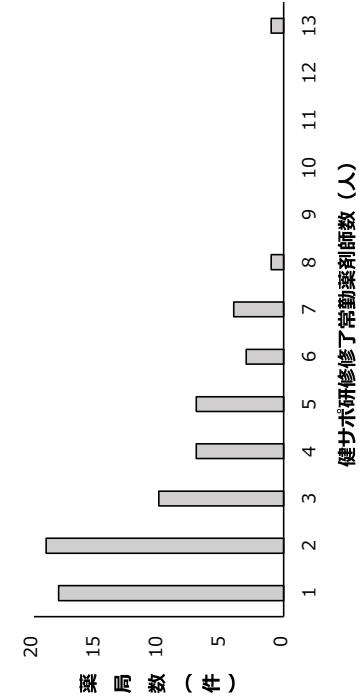
## 常勤薬剤師数の分布



## 1年以上常勤薬剤師数の分布



## 健才水研修を修了した常勤薬剤師数の分布



**認定要件**

- ・常勤薬剤師のうち、半数以上が継続して1年以上勤務していること
- ・常勤薬剤師のうち、半数以上が健康サポート薬局の研修を修了していること

令和4年10月31日時点の地域連携薬局70件について、認定申請時又は認定更新申請時の認定基準適合表を基に集計

認定要件	常勤薬剤師数	1年以上勤務の常勤薬剤師数	健康サポート薬局研修を修了した常勤薬剤師数
平均値	4人	3人	3人
中央値	3人	3人	2人
最大値	18人	17人	13人
最小値	1人	1人	1人

# 令和3年度認定薬局整備事業の報告1

## 1 地域連携薬局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県薬剤師会）

- (1) 地域連携薬局に係るアンケートの実施
  - ・主に、月30回の情報提供、無菌製剤体制の整備、地域ケア会議等への参加が、認定取得における障壁となつていることを把握した。
  - ・行政や薬剤師会への要望としては、地域包括ケアシステムへの斡旋、ケア會議等の情報がほしい、無菌製剤体制確保に向けた補助金等がほしい、といった意見があつた。

### (2) 地域における在宅患者訪問可能薬局及び認定薬局の周知



17

# 令和3年度認定薬局整備事業の報告2

## 1 地域連携薬局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県薬剤師会）

- (3) 地域連携薬局に関する研修
  - イ 日時：令和3年11月23日（火・祝）14時～16時30分
  - 参加人数：112名
  - 研修内容：
    - 講演1 制度概要「改正薬機法における地域連携薬局・専門医療機関連携薬局」とは
    - 講演2 「薬局の機能と目指すべき薬局像について～患者、国民のために生きる～」
  - 日時：日時：令和3年12月19日（日）14時～16時40分
  - 参加人数：90名

### 研修内容：

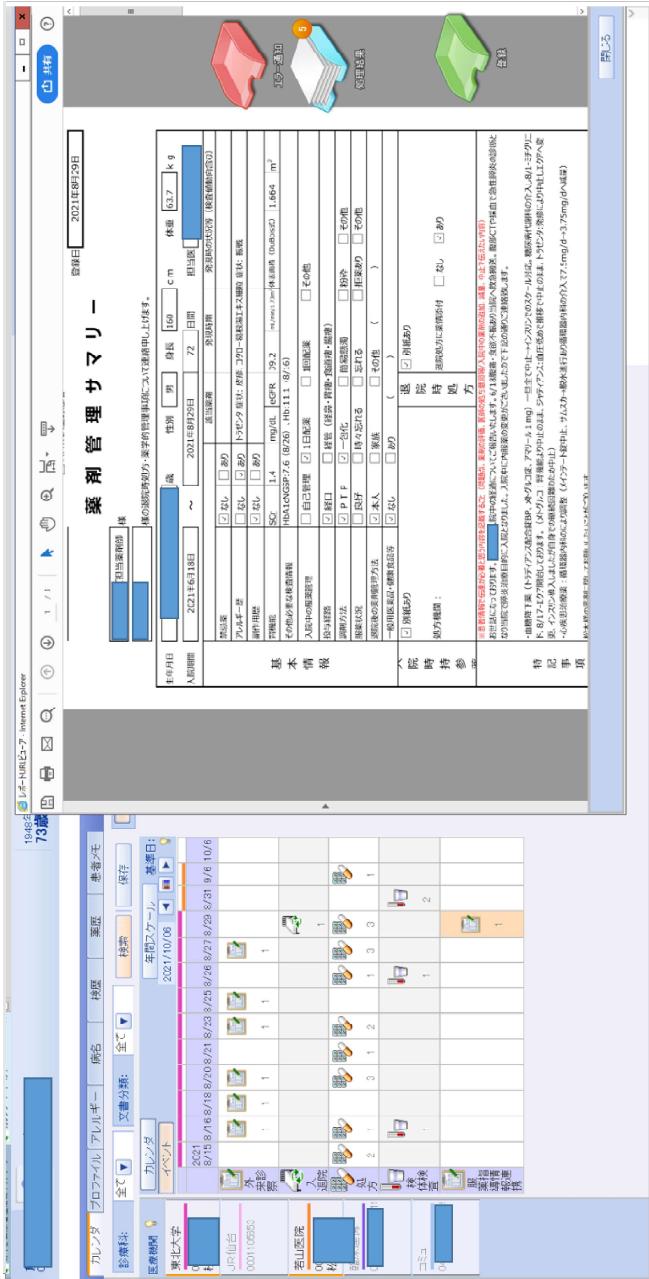
- 講演1 「地域連携薬局に関する手続き等について」
- 講演2 「薬局の機能と私たちが目指す姿」
- 講演3 「薬業連携 事例報告」
- 講演4 「フレイル予防の多職種連携事例」



# 令和3年度認定薬局整備事業の報告3

## 2 専門医療機関連携薬局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県病院薬剤師会）

(1) ワーキンググループの設置と在り方の検討  
指導報告書や退院時薬剤管理サマリをMMWINのカレンダーにアップロードする仕組みを構築した。



# 令和3年度認定薬局整備事業の報告4

## 2 専門医療機関連携薬局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県病院薬剤師会）

(2) 専門医療機関連携薬局での実地研修  
保険薬剤師1名に対し、Web講義及び実地研修5日間（東北大学病院1日、専門医療機関連携薬局4日）を実施した。

内容：  
抗がん剤服用期間中のフォローアップの方法、がん患者ケアのための学習方法について

(3) がん患者のフォローアップ体制の強化  
治療手帳を用いた保険薬局との情報連携を実施。保険薬局から病院宛、抗がん剤に関するレポート件数が増大した。

(4) ポリファーマシーへの対応  
東北大学病院にて、多職種ポリファーマシー対策を実施。

(5) みやぎ医療福祉情報ネットワーク（MMWIN）の利用促進  
Web研修会を実施したほか、「令和3年度宮城県認定薬局整備支援事業 薬剤師のためのMMWIN活用法」を作成し、配布した。

# 令和4年度認定薬局整備事業の進捗報告 1

## 1 地域連携薬局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県薬剤師会）

地域連携薬局を取得した薬局へのアンケート調査  
・対象：令和4年8月31日時点の地域連携薬局（62件）  
・回答率：約67.7%（42件／62件）

<回答内容（一部抜粋）>

地域連携薬局の認定取得後、相談が増えたと感じる薬局：24件／42件  
増加した相談者の例：患者、居宅介護支援事業所職員、地域包括支援センター職員

地域連携薬局認定取得後に地域包括ケアシステムに参画している：38件／42件  
参画事例：無菌調剤の依頼、在宅訪問患者の増加、地域ケア会議への参加回数の  
増加、休日の麻薬調剤依頼の増加、アブランへの意見反映、  
地域のイベント等への講師派遣、情報提供先（医療機関）の増加

### その他の令和4年度の事業内容

- ・地域連携薬局に関する研修
- ・地域連携薬局が地域包括ケアシステムに参画している事例の報告
- ・一般県民向けラジオ媒体での広告（4回放送予定）

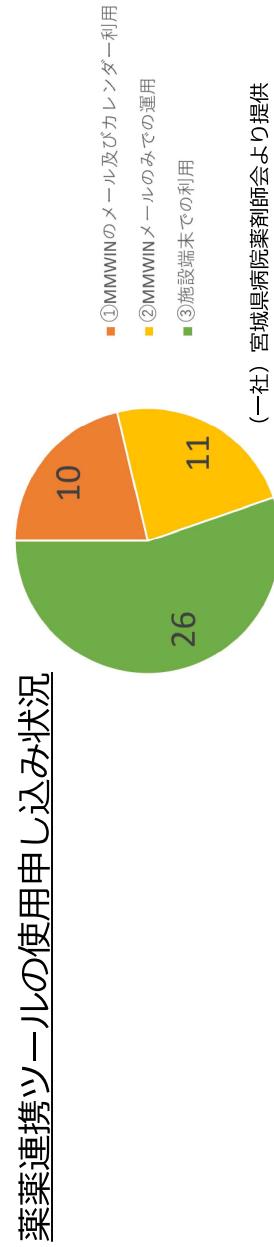
令和4年度認定薬局整備事業進歩報告書

2 專門醫療機器連携事業（委託先：一般社団法人宮城県病院薬剤師会）

### (1) 患者情報の共有方法に関する検討

保険薬局との連携強化を目的とし、東北大大学病院において、院外処方箋への検査項目の印字を開始した。

- 薬薬連携ツール及びMMWINの活用
    - ・トレーシングレポート作成支援の1つである薬薬連携ツールの、県内希望薬局への配布を開始した。
    - ・MMWIN加入施設において、MMWINメール機能を利用した電子的な文書連携を開始した。
  - ・県内10施設を対象にMMWIN端末の改修を行い、昨年度構築したトレーシングレポートのMMWINカレンダーへの自動アップロードシステムを実際に入力した。



22

令和4年度認定整備事業準拠報告書

2 專門醫療機關連携藥局整備事業（委託先：一般社団法人宮城県病院薬剤師会）

(2) 薬局-医療機関間の持参薬情報の連携体制構築  
イ 手術予定日等の共有



卷之三

ハ 保険薬局の関与についての説明及びフォローアップ可能な薬局リストの提供

- ・服用期間中のフォローアップを確実に実施可能な薬局の情報を患者に提供。
- ・初回指導時に保険薬局薬剤師の関わりについて患者に説明し、院内の医師  
薬剤師と連携してフォローアップするところへの理解を図った。

## 認定薬局に関する国の方針

- 1 認定薬局制度施行から1年が経過し、国においても認定薬局の現状、認定基準の適切性の検討などの調査を実施している。
- 2 国の第8次医療計画等に関する検討会の中で、在宅医療の指標に地域連携薬局を追加する案が出たが、10月14日に実施された在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループにおいて、認知度も低く時期尚早との反対意見が出ており、現時点で追加は見送られている。

24

## 認定薬局に関する県の方針

- 1 地域連携薬局については、地域偏在が認められる状況となっていることから、地域連携薬局がない又は少ない地域において認定取得が推進される取り組みを行っていく。
- 2 以下の理由により、都道府県知事に裁量が認められている「居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導」の月平均2回の条件については、現段階では緩和を行わないこととする。
  - ・地域連携薬局数が順調に増えている。
  - ・在宅の実績不足で更新できなかつた薬局がない。
- 3 認定取得に意欲的な薬局へのサポートを優先的に実施していくとともに、これまで地域包括ケアや薬業連携に関与する機会の少なかつた薬局・薬剤師の意識改革のための取り組みも実施する。
- 4 認定薬局の認知度向上のため、一般向けの広報活動を行う。

参考

宮城県がん対策推進計画に、専門医療機関連携薬局を追加すること及び県の第8次地域医療計画の在宅医療の指標に、地域連携薬局認定数を盛り込むことを検討中。

25

## 来年度事業の方向性

- 1 地域偏在を解消するため、地域連携薬局がない、又は少ない地域に特化し、在宅専門医・介護支援専門員・訪問看護師等の地域包摶ケア関係者が関与する研修会を開催する。
- 2 薬局-病院間の情報提供ツールの共有や、事例報告を含む研修会を開催する。
- 3 認定薬局の周知を行うとともに、薬局における認定薬局の機能表示について、地域住民に対し分かりやすく掲示させる取り組みを行う。
- 4 以下を目的とし、専門医療機関連携薬局における薬剤師業務の研修プログラムを引き続き実施する。
  - ・がん患者のフォローアップが可能な薬剤師を育成する。
  - ・地域薬学ケア専門薬剤師（※1）または外来がん治療専門薬剤師（※2）の認定取得に向けた薬剤師の意欲向上。

※1：一般社団法人日本医療薬学会が認定

※2：一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会が認定  
専門医療機関連携薬局の認定基準として、※1又は2のいずれかの認定を受けた常勤薬剤師の設置が求められている。